

プルータスセミナー

新株予約権の税務について

株式会社 プルータス・コンサルティング

平成18年12月7日

主要テーマ

- 新株予約権、ストック・オプションとは何か 3
- 時価による有償発行（金銭払込み等）の場合 4
- スtock・オプションの場合 5
- 取得者の税制適格要件 7
- 取得者が法人の場合の税務 8
- スtock・オプション費用計上の法人税等への影響 9

名称	株式会社 ブルータス・コンサルティング
代表取締役	野口 真人
スタッフ	約20名
事業内容	■上場会社及び未上場会社の株式、新株予約権、社債などの診断・査定 ■財務に関する調査（デューデリジェンス） ■経営コンサルティング ■上記各号に付帯する一切の業務
住所	〒104-0028 東京都中央区八重洲2-3-12 オンキヨー八重洲ビル7F
URL	www.plutuscon.jp

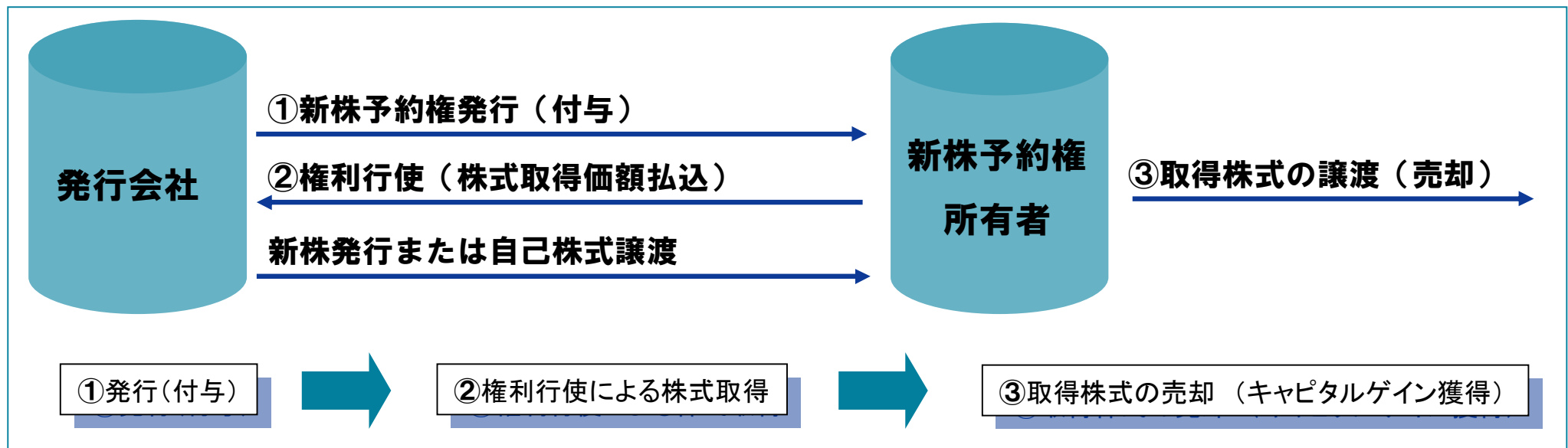
新株予約権、ストック・オプションとは何か

新株予約権とは、「新株を予約できる権利」のことをいいます。会社法第2条21号では、新株予約権を「株式会社に対し行使することにより当該株式会社の株式の交付を受けることができる権利をいう。」と定義しています。ある会社が新株予約権という有価証券を発行すると、それを取得した者（個人、法人）は、あらかじめ決められた期間内であれば、いつでもその会社の株式をあらかじめ決められた価額で取得することができます。

すなわち、この新株予約権を取得した者は、その発行会社の株価が将来どんなに上昇しても、あらかじめ決められた価額で株式を取得する特典を有します。逆に将来この会社の株価が下落し、あらかじめ決められた価額よりも下落した場合には、その権利を行使せず放棄するでしょう。このようにこの新株予約権は、将来株価が上昇すればプラチナペーパーになりますが、逆に下落すれば単なる紙切れにしかないというリスクを背負います。

この意味でこれは株式取得の選択権（買う権利、すなわちコール・オプション）の性格を有した有価証券といえます。この新株予約権は平成14年4月施行商法にて新設された制度であり、商法上全面的にコール・オプションの権利としての価値を認めたものといえます。

現行の実務上は、この新株予約権を会社の従業員等に報酬として付与（無償で付与が通常）するケースが多くこれをストック・オプションといいます。



時価による有償発行（金銭払込み等）の場合

設例をもって税務関係を見ます。

【設例】

①新株予約権の発行

株式の時価 100

新株予約権の適正時価20払込む

②新株予約権の権利行使

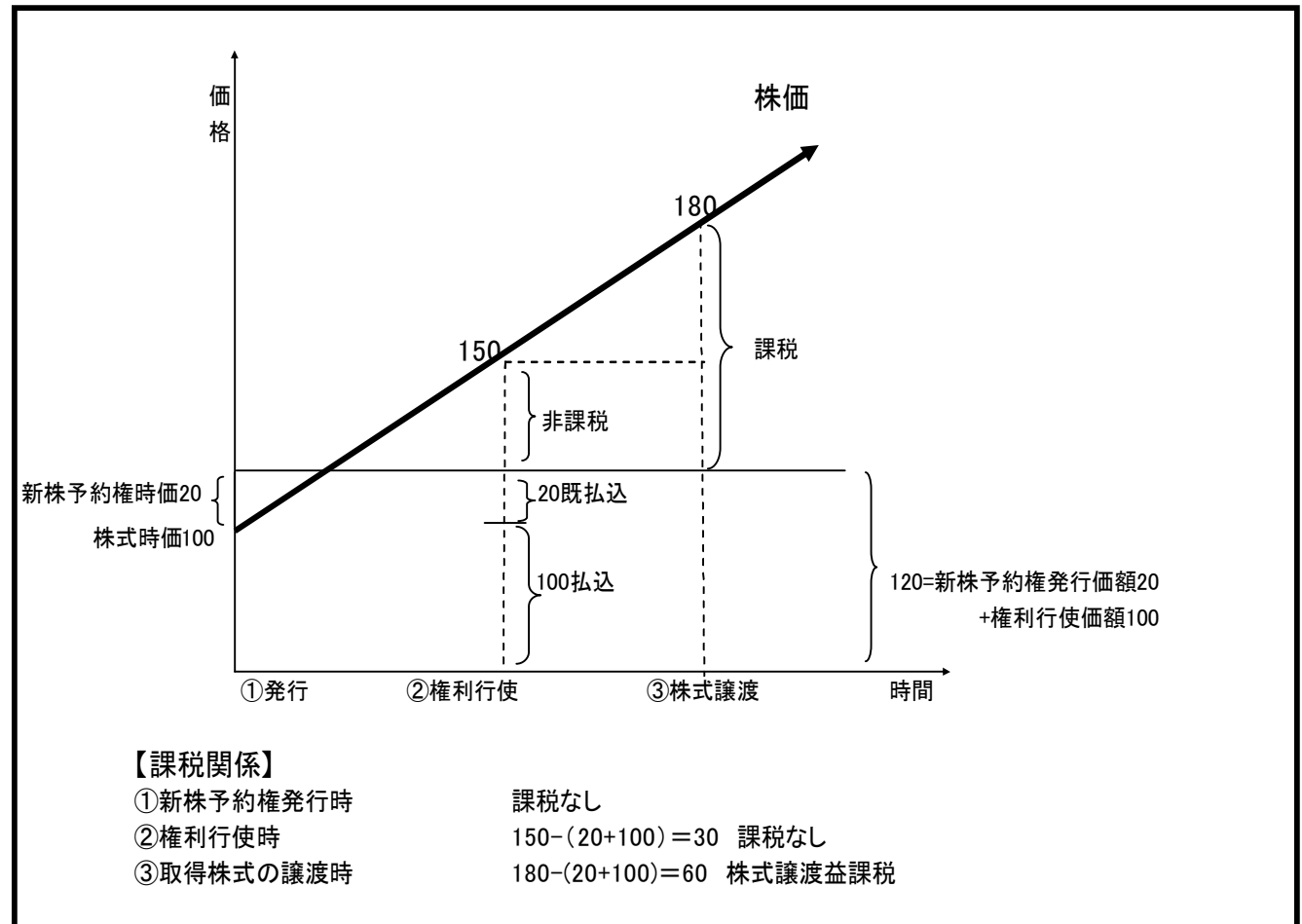
権利行使価額100を払込む

このときの株式時価150

③取得株式の譲渡（売却）

このときの株式時価180で

株式を売却



ストック・オプションの場合

●税制非適格ストック・オプション(取得者が個人の場合の税務)

【設例】

①新株予約権の発行

株式の時価 100

新株予約権を無償にて発行

(公正評価額は20とする)

権利行使価額 100

②新株予約権の権利行使

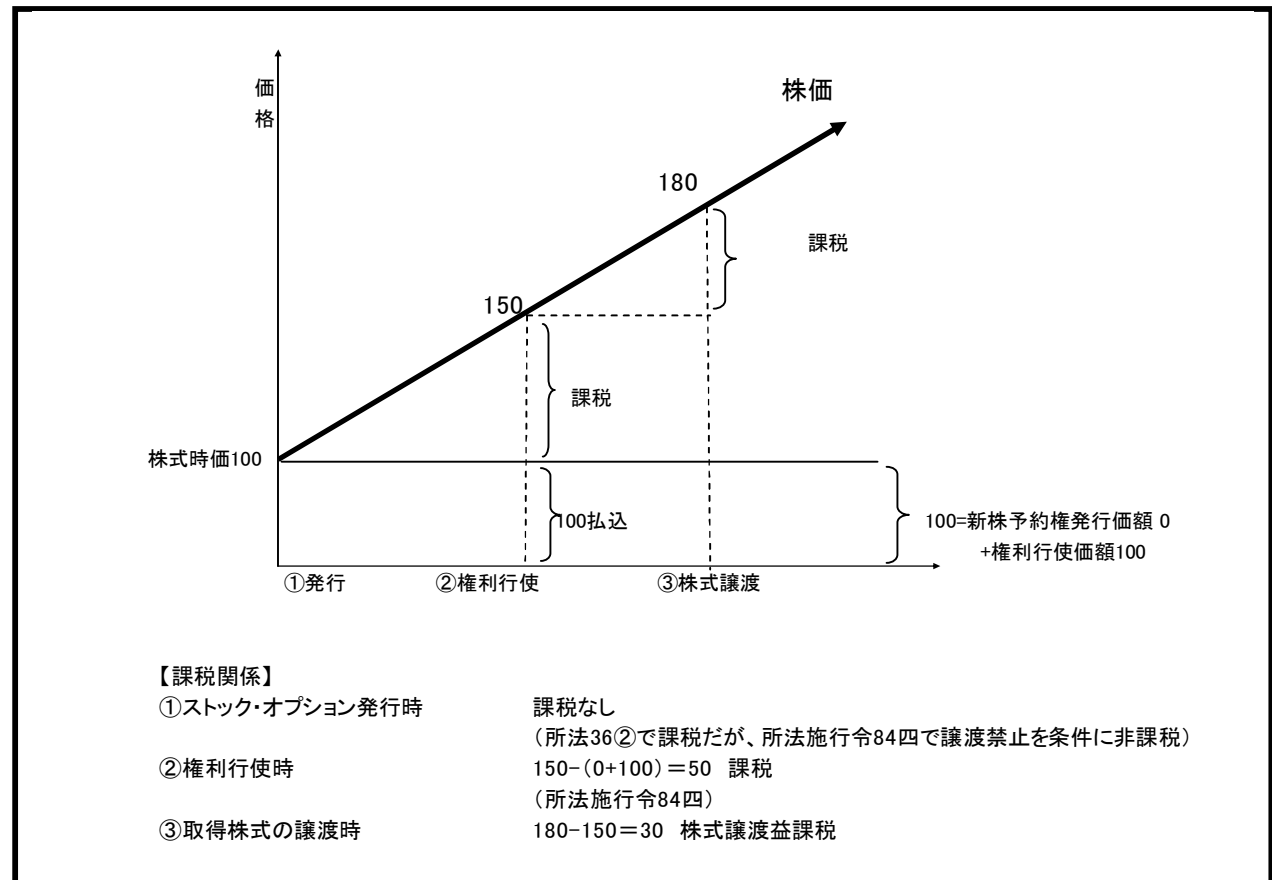
権利行使価額100を払い込む

このときの株式時価150

③取得株式の譲渡(売却)

このときの株式時価180で

株式を売却



●ストック・オプション発行時(付与時)

(会計) 権利行使期間において下記処理を行う。

株式報酬費用 20 / 新株予約権 20

(税務) 株式報酬費用を加算します。すなわち税務上は損金とはなりません
別表4加算・留保、別表5(1)増加

●権利行使時

(会計) 新株予約権 20 / 資本金120
現金預金 100

(税務) 加算しておいた株式報酬費用を減算し容認します。
すなわちここで初めて損金算入されます。
別表4減算・留保、別表5(1)減少

ストック・オプションの場合

●税制適格ストック・オプション

【設例】

①新株予約権の発行

株式の時価 100

新株予約権を無償にて発行
(公正評価額は20とする)

権利行使価額 100

②新株予約権の権利行使

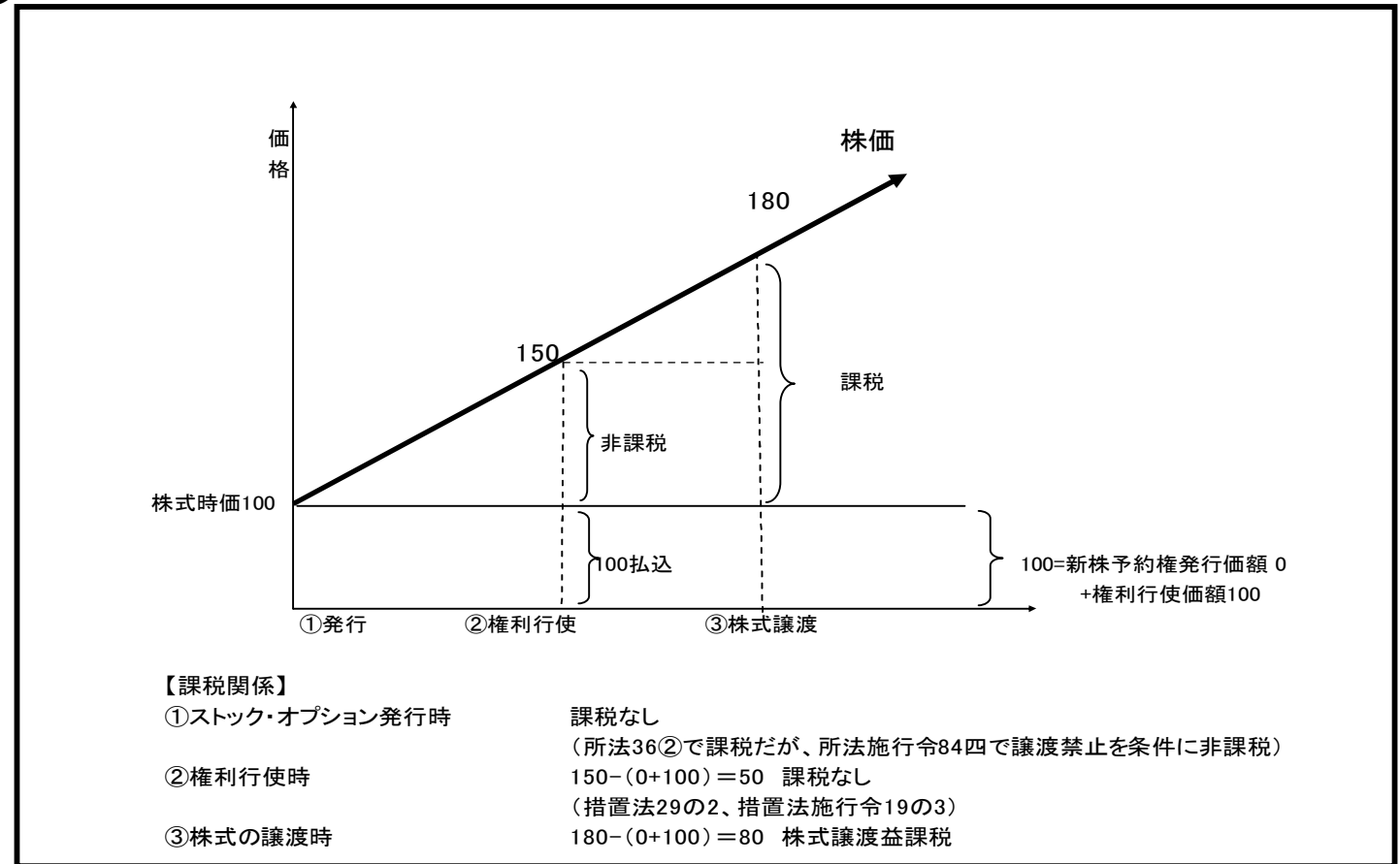
権利行使価額100を払い込む

このときの株式時価150

③取得株式の譲渡（売却）

このときの株式時価180で

株式を売却



●ストック・オプション発行時(付与時)

(会計) 権利行使期間において下記処理を行う。

株式報酬費用 20 / 新株予約権 20

(税務) 株式報酬費用を加算します。すなわち税務上は損金とはならず、
とりわけ税制適格の場合はその後損金とはならないため社外流出となります。

別表4加算・社外流出、別表5(1)なし

●権利行使時

(会計) 新株予約権 20 / 資本金120
現金預金 100

(税務) 処理はありません

処理なし

取得者の税制適格要件

(発行内容の要件)

- ① 新株予約権の発行価格は金銭等の払い込みがないこと。
- ② 新株予約権の権利行使価額は、ストック・オプション付与契約時の株式時価以上であること。
- ③ 当該新株予約権に譲渡禁止規定が付されていること。
- ④ 新株予約権の行使期間は、付与決議日後2年を経過した日から10年経過日までであること。
- ⑤ 新株予約権の権利行使による新株発行または移転が、会社法238条2項の決議(同法239条1項の決議による委任に基づく同項に規定する募集事項の決定及び同法240条1項の規定による取締役会の決議を含む。)に基づき金銭の払い込みをさせないで発行された新株予約権又は旧商法280条の21第1項の株主総会決議に基づき無償で発行された同項に規定する新株予約権であること。
- ⑥ 権利行使価格により取得した株式が証券会社等に保管委託されること。

(取得者の身分要件)

- ⑦ 付与対象者は、会社及びその子会社の取締役・使用人または執行役である個人であること(平成18年度税制改正では、「執行役」が追加)。
- ⑧ 子会社とは、会社によって直接・間接的に議決権のある発行済株式または出資の50%超を所有されている会社であること。
- ⑨ 新株予約権付与決議時に大口株主に該当しないこと。ここに大口株主とは、
 - イ) 上場会社の場合は、発行済株式の10分の1超を保有する株主。
 - ロ) 非上場株式の場合は、発行済株式の3分の1超を保有する株主。
- ⑩ 新株予約権付与決議時に大口株主の特別利害関係者に該当しないこと。大口株主の利害関係とは、
 - イ) 大口株主の親族。
 - ロ) 大口株主の事実上の婚姻関係にあるもの及びその者の直系血族。
 - ハ) ロ)の直系血族と事実上の婚姻関係にある者。
 - ニ) 大口株主からの金銭などで生計を維持している者及びその者の直系血族。
 - ホ) 大口株主の直系血族からの金銭などで生計を維持している者。
- ⑪ 権利承継相続人であること。
ここに権利承継相続人とは、新株予約権を付与された取締役または使用人たる個人が新株予約権の権利行使期間に死亡した場合、付与決議に基づき新株予約権を権利行使できる相続人をいいます。

(権利行使要件)

- ⑫ 権利行使において、新株予約権を付与された者が、付与時において大口株主及び大口株主の特別利害関係者でないことの宣誓書を発行会社に提出すること。
- ⑬ 権利行使者の権利行使金額の年間合計額が、1,200万円を超えないこと。
- ⑭ 新株予約権者は、権利行使日に属する年の他の新株予約権の有無を記載した財務省令に定める書面を発行会社に提出すること。

(取得者が法人の場合の税務)

税制適格ストック・オプションは、取得者が個人の場合のものであり、法人取得は想定していません。

取得者が法人の場合の税務

【設例】

①新株予約権の発行

株式の時価 100

新株予約権の適正時価20払込む

②新株予約権の権利行使

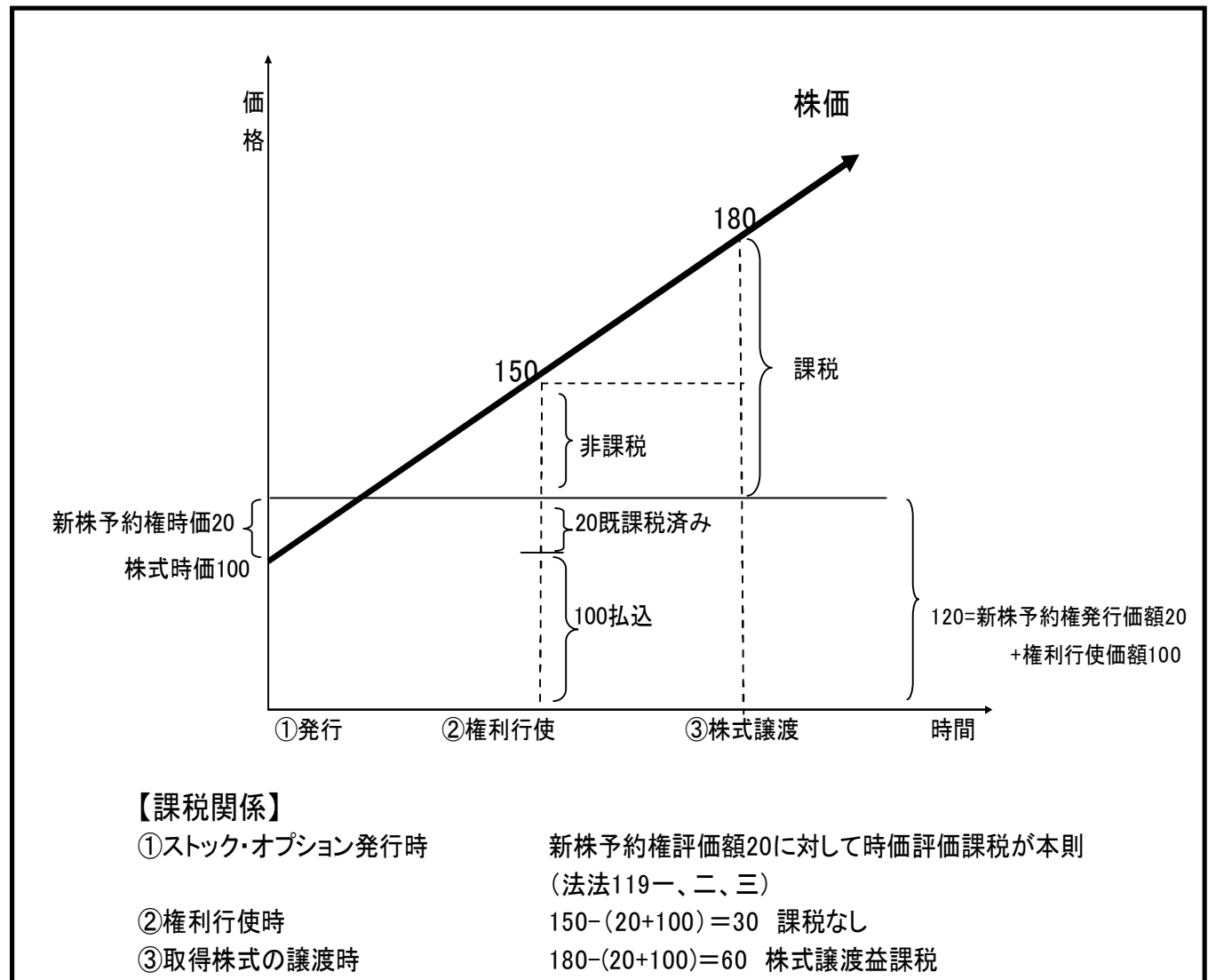
権利行使価額100を払い込む

このときの株式時価150

③取得株式の譲渡（売却）

このときの株式時価180で

株式を売却



ストック・オプション費用計上の法人税等への影響

＜ストック・オプション会計基準の概要＞

権利確定日の前後における会計処理のポイントは以下の通り。

1) 権利確定日前

- ① 従業員等からのサービスの所得に応じて費用として会計処理する。
- ② 対応する金額は、ストック・オプションの権利行使又は失効までの間、「純資産の部、新株予約権」として計上する。
- ③ スtock・オプションの公正な評価額（費用金額）は、付与日現在で算定し、対象勤務期間（通常、付与日から権利行使日までの期間）を基礎とする方法等に基づき期間配分する。

2) 権利確定日後

- ① 権利行使に対応する分は払込資本に振替える。
- ② 権利不行使による失効に対応する分は、原則として失効が生じた期に利益として処理する。

ストック・オプション費用計上の法人税等への影響

上場会社がストック・オプションを発行して費用計上した場合の発行法人側の損金性

	付与時	権利行使時
税制非適格ストック・オプション	× (加算・留保)	○ (減算・留保)
税制適格ストック・オプション	× (加算・社外流出)	× (なし)

○ × : 損金になるか否か

() : 税務処理

これらの損益に及ぼす影響を下記設例により3つのケースに分けてみます (単位: 百万円)。

ケース1: スtock・オプションの発行がないため、株式報酬費用はゼロのケース。

税務加算はなく、法人税等が40% (40百万円) で当期純利益は60百万円。

ケース2: 税制非適格のストック・オプションを発行し、その評価額が100百万円の場合。

付与時の費用は、税務上加算・留保で、下記のとおり繰延税金資産が $100 \times 40\% = 40$ 計上され、当期純利益は60になります。

(借) 繰延税金資産 40 (貸) 法人税等調整額 40

ケース3: 税制適格のストック・オプションを発行し、その評価額が100百万円の場合。

付与時の費用は、税務上加算・社外流出で税効果会計の適用がなく、当期純利益は△40になります。

ストック・オプション費用計上の法人税等への影響

以上の結果、ストック・オプションの費用計上をした場合の当期純利益への影響は、(ケース1)と比較して、(ケース2)は△60百万円の減少、(ケース3)は△100百万円と費用計上額と同額の当期純利益を減少させます。このように、法人税等の影響を考えると、その利益への影響は甚大と言えます。

ストック・オプション会計基準(費用化)の法人税等への影響

	(ケース1) SO発行なし	(ケース2) 税制非適格SO	(ケース3) 税制適格SO
① 株式報酬費用	0	100	100
② 税引前当期純利益	100	0	0
(税務加算)	0	100	100
(課税所得)	100	100	100
③ — 法人税等(納付額)	40	40	40
法人税等調整額	0	△ 40	0
②-③ 当期純利益	60	0	△ 40

・株式報酬費用100の
当期純利益への影響額

△ 60

△ 100